



News Release

すてきな未来応援します

フコク生命

©1976, 2018 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. 593187
「ハローキティ」はフコク生命のイメージキャラクターです。

2020年12月25日

富国生命保険相互会社

新型コロナウイルス感染症等による入院時の保障を拡大



感染症サポートプラス の取扱開始について

富国生命保険相互会社(社長 米山好映)は、2020年12月28日(月)より、医療保険「医療大臣プレミアエイト」〔医療保険(16)〕に付加する入院見舞給付特則について、新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症*により入院を開始したとき、入院見舞給付金の支払額が従来の2倍となる「**感染症サポートプラス**」の取扱いを開始いたします。

現在も感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症を始めとして、社会への影響度が高い感染症に罹患した場合には、相当期間の隔離を余儀なくされることなどにより、他の傷病に比べて精神面の負担が大きくなりやすいと考えられるほか、就業制限による収入の減少や後遺症が生じた場合の治療費の負担など金銭面のリスクにもさらされることとなります。このような状況をカバーすることを目的として、現在販売中の医療保険について、所定の感染症に対する入院見舞給付金(入院時、入院給付金に上乗せしてお支払いする一時金)の支払額を従来の倍額(入院給付金日額の20倍)に拡大する新たな仕組みを導入しました。

今後も、企業活動の原点としている「お客さま基点」の価値観のもと、お客さまにとって真に必要とされる商品・サービスの提供に努めてまいります。

*対象となる感染症については次葉をご覧ください。

● ● ● 「感染症サポートプラス」のポイント

1 **新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症に対する入院見舞給付金が従来の2倍に！**

医療大臣プレミアエイトにご加入のお客さまが新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症を直接の原因として入院(病院などと同等とみなされる臨時施設等または自宅において、入院と同等の療養を受けた場合も含みます。)を開始したとき、入院見舞給付金の支払額が従来の2倍(入院給付金日額×20)になります。ただし、この倍額支払は、2020年12月28日から2022年1月31日までの間に入院を開始した場合に限りです。

2 **保険料は変わりません！**

感染症サポートプラスの保障が加わっても、医療大臣プレミアエイトの保険料はこれまでと変わりません。

3 **ご加入中の契約にも感染症サポートプラスの保障が適用されます！**

すでに「医療大臣プレミアエイト」に加入されているお客さまに対しても、2020年12月28日以降、手続き不要で入院見舞給付特則に「感染症サポートプラス」の保障を適用します。

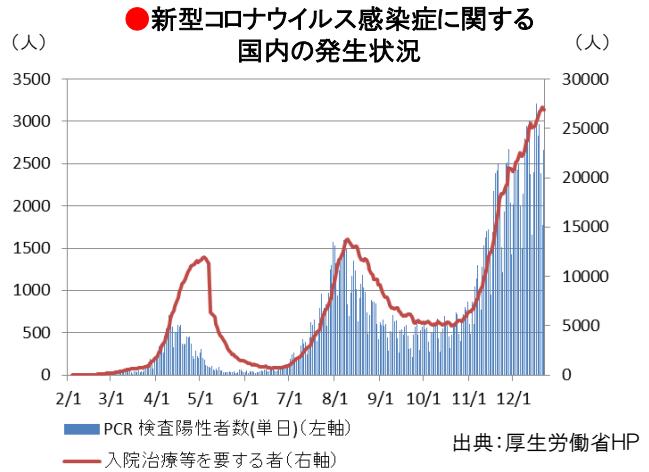
※入院見舞給付特則が付加されている契約に限りです。

1. 発売の背景

新型コロナウイルス感染症の流行は今も収束が見通せない状況にあり、本年12月の第2週には、国内における1日の新規感染者数が初めて3,000人を超えるなど高止まりが続いています。

また、感染者の増加に比例して入院治療等を要する方の人数も増加しており、この新たな感染症が身近なところまで広まりつつある中で、多くの人々がこれまで経験したことのない不安を感じていると考えられます。

当社は、このような状況をふまえ、感染症に対するより手厚い保障を通じて、お客さまとその大切なご家族のために安心をお届けしたいという考えのもと、「感染症サポートプラス」を開発しました。



2. 「感染症サポートプラス」の概要

(1) 仕組み

所定の感染症を原因として入院を開始した場合の入院見舞給付金の支払額

2020年12月27日以前

2020年12月28日以後、
2022年1月31日まで

入院給付金日額×10

2倍

入院給付金日額×20

※2022年2月1日以後に所定の感染症で支払事由に該当したときの支払額は、「入院給付金日額×10」となります。

(2) 対象となる感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)に規定されている「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」または「指定感染症」のうち次のものをいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)

※2022年1月31日までの期間中であっても、上記の感染症が感染症法に規定する「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」または「指定感染症」のいずれにも該当しなくなった場合には、以後その感染症は入院見舞給付金の倍額支払の対象にはなりません。

参考 医療大臣プレミアエイト〔医療保険(16)〕の概要



●給付内容

給付金の名称	給付金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額
災害入院給付金	保険期間中に、責任開始期以後の不慮の事故により1日以上入院したとき。	入院給付金日額×入院日数
疾病入院給付金	保険期間中に、責任開始期以後の疾病により1日以上入院したとき。	
入院見舞給付金 (入院見舞給付特則を付加した場合)	災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当し、それらの給付金が支払われるとき。 新 感染症サポートプラス!	1回の入院につき 入院給付金日額×10 <u>ただし、2022年1月31日までの間に、責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因として支払事由に該当したときは、</u> <u>入院給付金日額×20</u>
手術給付金	保険期間中に、責任開始期以後の原因により所定の手術を受けられたとき。	入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術 入院給付金日額×20 上記の入院中以外に受けた手術 入院給付金日額×5
放射線治療給付金	保険期間中に、責任開始期以後の原因により所定の放射線治療を受けられたとき。	入院給付金日額×10 (60日の間に1回限り)

●保険料例

<設例> 医療保険(16)(入院見舞給付特則付加) / 入院給付金日額 10,000 円 / 保険期間 10 年 / 口座振替月払

	男性	女性
20 歳	2,900 円	3,930 円
30 歳	3,260 円	4,740 円
40 歳	4,260 円	4,190 円
50 歳	6,740 円	5,210 円

以 上